

株 主 各 位

金沢市片町2丁目2番5号
株式会社 大 和
取締役社長 宮 二 朗

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申しあげます。

このたびの能登半島地震により被災された皆様に謹んでお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申しあげます。

さて、当社第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主様におかれましては、当日出席されない場合、書面またはインターネットによる議決権の事前行使ができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2024年5月22日(水曜日)午後6時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月23日(木曜日) 午前10時から

2. 場 所 金沢市南町4番1号
金沢ニューグランドホテル5階「銀扇」
※末尾「定時株主総会会場ご案内図」ご参照

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第108期(2023年3月1日から2024年2月29日まで) 事業報告および計算書類報告の件
 2. 第108期(2023年3月1日から2024年2月29日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 株主総会参考書類等の電子提供措置について

当社は、本総会の招集にあたり会社法および当社定款の定めに従い、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)については電子提供措置(後述の各ウェブサイト)をとっておりますが、本年は会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおり、すべての株主の皆様一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

- ①当社ウェブサイト（「IR情報」のページ）以下URLにアクセスして、
「第108期定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。
<https://www.daiwa-dp.co.jp/company/ir/>
- ②株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/8247/teiji/>
- ③東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）以下URLにアクセスして、「銘柄名（会社名）」または「コード」の欄に「大和」または「8247」を入力し、当社情報欄の「基本情報」をご選択のうえ、「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」の順にお進みください。
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容を前述の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

【重要】「本書からの一部記載の省略について」「株主様へのご案内」「議決権行使についてのご案内」につきましては、下記および次頁以降をご参照ください。

本書からの一部記載の省略について

電子提供措置事項のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」については、会社法および当社定款の定めに従い、本書には記載しておりません。前述の各ウェブサイトにて「第108期定時株主総会資料(交付書面に記載しない事項)」として掲載しておりますので、そちらをご覧ください。なお、これらは、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査対象になった事項であります。

株主様へのご案内

- ・ **ご来場の株主様へのお土産等をご用意しておりません。**
- ・ 対応の変更やお知らせにつきましては、適時当社ウェブサイト（<https://www.daiwa-dp.co.jp/>）でご案内いたしますのでご確認ください。

以 上

議決権行使についてのご案内

1. インターネットによる議決権事前行使のご案内



行使
期限

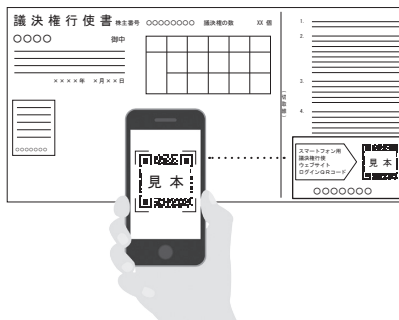
2024年5月22日（水曜日）
午後6時15分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

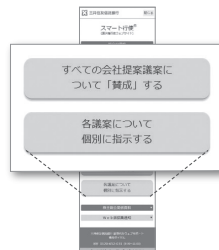


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



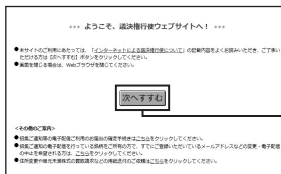
※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

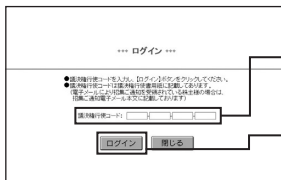
<https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

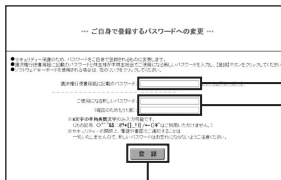
- 2** 議決権行使書用紙に記載
された「議決権行使コード」
をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」
をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載
された「パスワード」を
ご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

- 4** 以降は画面の案内に従っ
て賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

2. 書面による議決権事前行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年5月22日（水曜日）午後6時15分までに到着するようご返送ください。

3. 議決権の取扱い等について

- ①パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ②書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン、スマートフォン、携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権としてお取扱いいたします。
- ③議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。
- ④パスワードは、議決権を行使される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ⑤パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ⑥議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ⑦書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案の賛否に対する表示がない場合、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

◎その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株皆様

証券会社に口座をお持ちの株皆様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株皆様（特別口座の株皆様）

三井住友信託銀行 証券代行部

〔電話〕0120(782)031（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

事業報告 (2023年 3月1日から 2024年 2月29日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、経済活動の正常化に伴って回復基調となる一方、物価上昇に伴う消費マインドの冷え込み等から、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

百貨店業界におきましては、大都市圏においてはインバウンドの回復や富裕層の活発な消費により好調な推移となりましたが、地方都市においては顧客の節約志向の高まり等から本格的な回復には至りませんでした。

この期間、当社におきましては、売上高が回復基調で推移する中、本年1月1日に発生した能登半島地震の影響が危惧されましたものの、概ね堅調な推移となりました。

このような中、引き続き重点顧客層の更なる深掘りと次世代顧客の獲得を図るべく、新しい「商品と企画」の開発に努めるとともに、地域では当社にしかできない企画を連打してまいりました。

香林坊店では、昨年6月と10月に化粧品売場を改装し品揃えの充実を図るとともに、昨年6月下旬には1階に「トリーバーチ」を新規導入する等、本物志向の顧客ニーズへの対応を強化してまいりました。

富山店におきましても、昨年10月に北陸三県初出店となる「柿安ダイニング」を核とする食料品フロアの改装を行うとともに、本年2月には北陸では初めて、人気洋菓子ブランド「オードリー」の期間限定販売会を実施し、次世代顧客の獲得に努めました。

また、香林坊・富山両店において、「創業100周年特別企画」として、石川・富山の地元作家の他、国内著名作家による文化性の高い美術催事を開催するとともに、「大北海道展」などの物産催事においては本物志向の商品開発に努め、地域のお客様から高い評価をいただきました。

こうした取組みにより、売上高は堅調に推移し、香林坊店、富山店ともに増収を確保し、ほぼコロナ禍以前の水準となりました。

また、利益面につきましても、売上高の推移とあわせ販売管理費の圧縮に努めました結果、売上高142億3千6百万円、営業利益4億1千7百万円、経常利益2億8千8百万円、当期純利益6億8千2百万円となりました。

なお、期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送りさせていただきたく存じます。

当社といたしましては、引き続き営業強化策を推進するとともに、経営効率の改善に努め、収益力の回復に取り組んで参る所存であります。

何卒、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

店別売上高

店 別	金 額	構成比	対前期増減率
香 林 坊 店	22,157百万円	56.9%	2.7%
富 山 店	16,753	43.1	1.9
計	38,910	100.0	2.3

(注) 店別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」を適用する前の総額売上高で記載しております。

商品別売上高

商 品 別	金 額	構成比	対前期増減率
衣 料 品	9,432百万円	24.2%	1.1%
身 回 品	6,090	15.7	△3.9
雑 貨	7,680	19.7	12.9
家 庭 用 品	2,486	6.4	△4.2
食 料 品	11,991	30.8	1.1
そ の 他	1,230	3.2	12.6
計	38,910	100.0	2.3

(注) 1. 商品別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」を適用する前の総額売上高で記載しております。

2. △印は、減少を示しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

各店売場改装工事	87百万円
その他設備投資・改修工事等	140百万円
情報システム構築投資	60百万円

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきまして、情報システム構築投資資金として、取引金融機関から5億5千万円の借入を実施いたしました。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	第 105 期 (2020年3月 ～2021年2月)	第 106 期 (2021年3月 ～2022年2月)	第 107 期 (2022年3月 ～2023年2月)	第 108 期 (2023年3月 ～2024年2月)
売 上 高	32,654百万円	36,141百万円	13,789百万円	14,236百万円
当 期 純 利 益	△258百万円	△151百万円	223百万円	682百万円
1株当たり当期純利益	△46円04銭	△27円07銭	39円78銭	121円58銭
純 資 産	1,425百万円	1,398百万円	1,800百万円	2,786百万円
総 資 産	23,255百万円	21,980百万円	22,299百万円	22,753百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 第105期の業績については、香林坊店は2020年4月14日から5月17日まで、富山店は2020年4月17日から5月17日まで（各店とも4月26日までは食品売場のみ営業）、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出に伴い営業を自粛し、全館休業いたしました。
3. 第107期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）を適用しております。なお、収益認識会計基準第89 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、第106期以前については新たな表示方法による組替を行っておりません。
4. 第107期における「収益認識に関する会計基準」を適用する前の総額売上高は、38,027百万円であります。
5. 第108期における「収益認識に関する会計基準」を適用する前の総額売上高は、38,910百万円であります。
6. △印は、損失を示しております。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、景気回復への期待感が高まる一方、大都市との地域間格差や節約志向の高まり等、消費環境は依然不透明な状況になるものと予測されます。また、経費面においても電気料金や物流コストの増加等、引き続き厳しい状況となることが想定されます。

こうした状況の中、収益力の向上に向け、下記の課題に取り組んでまいります。

- ① 「商品と企画」による差別化促進
 - ・ 上質な百貨店MDの集約、地域モノポリブランド・企画の導入推進
 - ・ 北陸初登場・初開催、本物にこだわった催事運営
 - ・ 若年層集客に向けたコンテンツ系催事の開催促進
- ② 販売力・推進力の強化
 - ・ 販売の糧となる商品知識習得に向けた勉強会の強化推進
 - ・ 従業員総がかりで取組む全社重点企画の取組み
 - ・ 香林坊・富山店企画融合、一体運営による販売機会拡大
- ③ 顧客拡大・深耕への取組み
 - ・ 優良顧客拡大に向けた「D P C（ダイワプライマリーカード）ゴールド」の新設
 - ・ SNS発信強化による広域集客、インバウンド取込み
 - ・ 取組先協業による新規顧客獲得施策の実行
- ④ 新情報システム基盤の確立と有効活用
 - ・ 新情報システムの早期安定稼動と有効活用
 - ・ 従業員のITリテラシー向上とデジタル対応力強化
- ⑤ コスト構造改革の推進
 - ・ LED化推進等による光熱費対策促進
 - ・ 物流コスト抑制に向けた効率化の検討
 - ・ デジタル化推進によるペーパーレス促進
- ⑥ C S R経営の推進
 - ・ 法令遵守の業務推進の徹底

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱大和印刷社	58百万円	100.00%	印刷業
㈱勁草書房	50	100.00	出版業
㈱レストランダイワ	35	100.00	飲食業
㈱大和カーネーションサークル	90	100.00	友の会運営
大和マネージメントサービス㈱	20	100.00	人材サービス業
㈱金沢ニューグランドホテル	80	50.53	ホテル業

(注) 大和マネージメントサービス㈱は2023年3月1日に設立されました。

(7) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

百貨店業

(8) 主要な事業所 (2024年2月29日現在)

名称	所在地
本社	石川県金沢市
香林坊店	石川県金沢市
富山店	富山県富山市

(9) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

性別	従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	121名	1名	49才 6ヶ月	25年 3ヶ月
女性	288	△17	44 11	14 11
合計または平均	409	△16	46 3	18 0

(注) △印は、減少を示しています。

(10) 主要な借入先 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額
㈱北國銀行	4,143百万円
㈱北陸銀行	1,583

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,003,400株 (うち自己株式393,791株)
- (3) 株主数 6,261名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
宮 二 朗	524,400 株	9.34%
倉 敷 紡 績 株 式 会 社	292,896	5.22
東京海上日動火災保険株式会社	285,411	5.08
一般財団法人大和文化財団	200,000	3.56
株 式 会 社 北 國 銀 行	192,240	3.42
河 井 英 夫	181,200	3.23
株 式 会 社 北 陸 銀 行	181,180	3.22
清 水 建 設 株 式 会 社	165,400	2.94
伍 嶋 憲 一	156,300	2.78
ダ イ ダ ン 株 式 会 社	152,848	2.72

- (注) 1. 当社は、自己株式393,791株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する事項
該当する事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2024年2月29日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
宮 二 朗	取締役社長 (代表取締役)	
寺 口 時 弘	専務取締役 (代表取締役)	
岡 本 志 郎	常 務 取 締 役	営業本部長
坂 本 哲 治	取 締 役	業務本部長
藪 内 信 昭	取 締 役	経営戦略本部長
中 崎 俊 也	取 締 役	
北 村 秀 明	取締役 (常勤監査等委員)	
中 村 太 郎	取 締 役 (監 査 等 委 員)	中村酒造㈱ 代表取締役社長
浜 崎 英 明	取 締 役 (監 査 等 委 員)	㈱北國銀行特別顧問
		㈱金沢ニューグランドホテル監査役
浅 田 英 郎	取 締 役 (監 査 等 委 員)	北陸興業㈱ 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役中村太郎氏、浜崎英明氏および浅田英郎氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役中村太郎氏および浅田英郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員である取締役を除く) からの情報収集および重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、北村秀明氏を常勤監査等委員として選定しております。
 4. 取締役中崎俊也氏は、2024年2月29日をもって辞任いたしました。

(2) 辞任した取締役 (監査等委員)

2023年5月25日開催の当社第107期定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役細川清悦氏は辞任により退任いたしました。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	固定報酬 (金銭報酬)	支給総額
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	6名	60百万円	60百万円
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5名	14百万円	14百万円
合 計 (社 外 役 員)	11名 (4名)	75百万円 (6百万円)	75百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬等の額 (使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない) につきましては年額1億7千万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては年額3千万円以内として、2016年5月26日開催の第100期定時株主総会において、それぞれご承認いただいております。
 3. 当事業年度中に退任した監査等委員である取締役1名の報酬等も上記員数および金額に含んでおります。
 4. 上記表中記載の金額のほか、当事業年度中に社外役員が当社の子会社から受けた報酬等の総額は60万円であります。
 5. 当社は業績連動報酬・非金銭報酬を支給しておりません。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定に係る基本方針については、2021年1月12日開催の取締役会において改定の上、決議しております。

当事業年度におきましても、下記の手続きに基づき適正に決定していると判断いたしております。

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、短期的な利益に左右されず、企業の持続的な発展を持続するため、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）としております。取締役（監査等委員である取締役を除く）個人別の基本報酬等の額の決定方針については、総額を定時株主総会決議の承認を経た金額の範囲内で、月例の固定報酬とし、役割、職責、代表権、在任年数等に応じ、他社を含めた社会的水準、当社の業績、従業員給与の水準も総合的に勘案し決定するものとしたしております。個人別の報酬の額の内容については、当社取締役会決議に基づき、代表取締役社長宮二朗および代表取締役専務寺口時弘に具体的内容の決定について委任するものとしたしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しながら、各取締役の担当事業を評価するには、代表取締役社長および代表取締役専務による合議制が最も適していると考えられるからであります。なお、この権限が適切に行使されるよう、必要に応じ社外取締役の意見を参考にするものとしたしております。社外取締役の意見については、監査等委員会等を通じヒアリングできる体制を整えております。

役員の報酬等の限度額については、取締役（監査等委員である取締役を除く）については、2016年5月26日開催の第100期定時株主総会決議に基づく年額1億7千万円以内を限度としております。（当該定時株主総会決議時点において対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名です。）

② 監査等委員である取締役の報酬等の決定に関する方針

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員会等において監査等委員である取締役の協議により全員一致で、社会的水準や職責を勘案し、当社基準に基づき決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、2016年5月26日開催の第100期定時株主総会決議に基づく年額3千万円以内を限度としております。（当該定時株主総会決議時点において対象となる監査等委員である取締役の員数は5名です。）

③ 非金銭報酬等および業績連動報酬等

業績連動報酬や株式報酬含む非金銭報酬を当社は採用しておりませんが、これらの導入については他社事例を研究・分析し、専門家の意見をとり入れながら引き続き検討を続けてまいります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況等および当事業年度における主な活動状況ならびに社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役（監査等委員） 中村太郎氏

同氏は中村酒造株式会社代表取締役社長であり、当社は同社と商品仕入取引があります。

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会および監査等委員会への出席率はいずれも100%でありました。

取締役会においては、社外取締役として客観的かつ公正な立場から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また会社経営者としての深い知見に基づき、営業視点で様々な角度から当社経営に助言・意見を述べてまいりました。

社外取締役（監査等委員） 浜崎英明氏

同氏は株式会社北國銀行特別顧問に就任しております。

同行は当社株式を192千株保有しており、当社は同行より借入金があります。

また、同氏は当社の子会社である株式会社金沢ニューグランドホテル監査役に就任しており、同社と当社は商品仕入等の取引があります。

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会および監査等委員会への出席率はいずれも80%でありました。

取締役会においては、社外取締役として客観的かつ公正な立場から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また金融機関経営者としての幅広い知見に基づき、多様な角度から、当社の営業・経営に助言・意見を述べてまいりました。

社外取締役（監査等委員） 浅田英郎氏

同氏は北陸興業株式会社代表取締役社長であり、当社は同社とは特別の関係はありません。

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会および監査等委員会への出席率はいずれも100%でありました。

取締役会においては、社外取締役として客観的かつ公正な立場で豊富な経験と知見から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

また、会社経営者としての深い知見に基づき、多様な視点により当社経営に助言・意見を述べてまいりました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は太陽有限責任監査法人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

27百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

27百万円

(注) 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の上記①および②の額はこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積算出根拠等が適切であると判断し、これに同意しました。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的事項とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 会社の体制および方針

○取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制

- ① 代表取締役、本部長、内部監査室長、常勤監査等委員に加え各店運営責任者（店長）等が参画する「コンプライアンス委員会」を設置しており、この委員会活動を中核に、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとります。
- ② 内部統制システムの一環として、独立機関として監査等委員会を設置しており、企業倫理と法令遵守、企業の健全性に軸足を置いた業務監査を実施します。
- ③ 内部監査部門として内部監査室を設置しており、当社および企業グループの日常業務・運営の内部監査を行い、その業務プロセスの適正性、有効性を検証し、重要な事項については、取締役会、監査等委員会等へ適切に報告する体制をとります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を適切に保存・管理します。
- ② 個人情報の管理については「個人情報保護管理規程」および関連規程・マニュアルを順守するとともに、個人情報を取扱う取引先とも契約書を締結、台帳の施錠保管の徹底、シュレッダーの配備実施等保護施策に取り組みます。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 業務執行上の重要な意思決定ないし事業遂行等に内在するリスクは、代表取締役、本部長、常勤監査等委員、各店運営責任者（店長）が一堂に会する店長会議において審議、管理します。
- ② 緊急事態の発生、あるいは緊急事態につながるおそれのある事実が判明した際の危機管理対応は、情報開示も含む対応策を協議し、迅速かつ適正な対応を行います。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、原則として年5回以上開催し、経営全般に係る意思決定を行います。
 - ② 代表取締役、本部長、常勤監査等委員による経営会議は、経営課題を見極め取締役に付議される案件の検討等経営に関わる事項について協議します。
 - ③ 店長会議を原則毎月開催し、実務的な業務執行の協議ならびに具体的な取り組みについて決定します。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 企業グループ全体の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づく内部統制の整備、運用の体制および評価に関する基本方針を定め、適正に機能することを継続的に評価し、必要な場合は適宜改善を行います。
- (6) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 企業グループ全体での一体的な企業統治を図るため、本社経営戦略本部において経営戦略本部長、経営企画部長、子会社取締役による会議を定期的で開催し、業績や財務状況について子会社取締役から報告を受け、グループ各社の経営状況やリスクを掌握の上、必要な場合は支援、助言を実施します。
 - ② 子会社取締役会において重要な事項の意思決定を諮ることとし、本部長、経営企画部長が出席することにより、企業グループ全体の経営執行を把握できる体制をとります。
 - ③ 企業グループ全体の内部統制を徹底するため、グループ各社の内部統制システム構築に努めます。
- (7) 監査等委員会を補助する使用人体制とその独立性ならびに当該使用人に関する実効性の確保に関する体制
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の求めにより監査等委員会の職務を補助する従業員として適切な人材を配置することとし、その従業員の人事に関する事項は、監査等委員会と協議のうえ決定します。
 - ② 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合、他部署の業務と同等以上に監査等委員会に係る業務に従事するものとします。

- (8) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役・監査役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制および報告をした者が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員には取締役会および重要な会議に出席を依頼するほか、必要に応じて担当部門およびグループ各社の取締役・監査役・使用人等から報告・説明等を行います。
 - ② 「公益通報者保護法に関する社内規程」を企業グループ全体に適用し、取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役・使用人等は、重大な法令違反、定款違反、企業集団に著しい損害を及ぼす事実や不正な行為を発見した場合、すみやかに監査等委員会にその事実を報告します。また、監査等委員会へ当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由とし、不利益な取り扱いをすることを禁止するものとします。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、必要に応じ担当部門に協力を要請することができるものとし、会計監査人に対しては会計監査への臨席検証および税務相談等、助言を求めます。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
- 監査等委員がその職務を執行する上で、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門で審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとします。
- (11) 反社会的な勢力等との関係断絶に係る体制
- 反社会的勢力や反社会的勢力等と関係のある取引先・団体とはいかなる取引も一切おこなわないこととし、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力等からの接触や要求に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な要求には一切応じないこととします。また「大和コンプライアンスマニュアル」で反社会的な勢力等との関係断絶について明文化の上、社内周知を徹底し、必要に応じて外部の専門家に相談できる体制をとります。

○取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行

取締役会を定期的に開催し、法令および取締役会規程で定められた重要な項目について審議・決定・報告いたしました。また取締役会を開催できない場合は、いわゆる取締役会決議事項の書面での提案も実施してまいりました。あわせて、取締役の職務の執行を効率的に行うため、経営会議および戦略会議等を定期的に開催し、取締役会に付議する重要な事項やこれに準ずる経営的な課題について論議いたしました。また、毎月1回、店長会議を開催し、実務的な業務執行の協議ならびに具体的な取り組みについて協議してまいりました。

加えて企業グループ全体においては、子会社取締役会を定期的に開催し、重要な事項を決定の上、本社経営戦略本部と子会社取締役による会議を毎月1回開催し、グループ各社の経営状況やリスク等について論議してまいりました。

また、取締役の職務の執行に係る文書等につきましては適切に保存をいたしております。

(2) コンプライアンス

「大和コンプライアンスマニュアル」等社内規程を基本として、代表取締役を中心に法令遵守について意識向上に努めてまいりました。個人情報保護管理については「個人情報保護管理規程」および関連規程・マニュアルを遵守するとともに、個人情報を取り扱う取引先とも契約書を締結、台帳の施錠保管の徹底の上、定期的な監査および自己点検を実施いたしました。「表示」や「安全衛生」については、全社的に第三者機関の現状調査による指導および研修を定期的に開催いたしております。今期は、改正景品表示法のいわゆる「ステマ規制」へのガイドラインを作成・周知しました。その他の法令等についても担当役員から各店・企業グループに周知し法令遵守等に取組んでまいりました。具体的な課題等については、定期的に「コンプライアンス委員会」を開催し、課題を論議し、改善を図っております。また、今期は「インボイス」「電子帳票保存法」等について、対応を実施いたしました。

(3) リスク管理

社内規程に則り、企業グループ全体のリスク管理に努めております。緊急事態発生の場合は、取締役や関連部門に報告の上、対応策の協議を実施しております。能登半島地震発生の際は、役員・部課長中心に従業員の安否確認、店舗の被害状況掌握や施設・設備の点検・修繕を取引先の協力を得ながら計画的かつ段階的に実施し、安全・安心な営業継続に努めてまいりました。また、今期は、期中に「勤怠管理システム」を刷新したことから、勤怠管理について重点的に対応いたしております。マニュアルを整備・運用し、勤怠ルールの徹底、自己管理能力の向上、上長による実態把握と指導強化により、計画的・効率的な業務推進に努めております。感染症についても、引き続き社内の報告体制に基づき5類引き下げ後も実情に応じ対応いたしております。

(4) 内部監査の実施

定期的な内部監査を大和本社、各店および企業グループ各社に対し実施いたしました。特に、今期は勤怠管理に係る法令遵守とITに係るリスク管理を中心に監査を実施し、代表取締役・監査等委員会に必要に応じて報告を行ってまいりました。また、改善すべき事項につきましては、当該部門に直接指摘するとともに、各組織の運営責任者（大和では各店長、企業グループ各社では社長）に報告・指導を行いました。

(5) 財務報告に係る内部統制

内部統制報告制度の基本方針をふまえ、「2023年度内部統制報告制度評価計画」を作成し、関連する内部統制の整備状況および運用状況の評価をいたしました。特に、「全社レベル」、「決算・財務報告プロセス」、「事業目的に関わる重要な業務プロセス」、「IT」に関する重要な内部統制の評価を実施いたしました。企業グループにあっては、グループ各社の全社的な内部統制を評価してまいりました。評価結果については代表取締役・監査等委員会に必要に応じて報告の上、改善すべき事項は、当該部門に直接指摘するとともに、各組織の運営責任者（大和では各店長、企業グループ各社では社長）に報告・指導してきました。また、会計監査人による内部統制監査と連動の上、適宜情報交換し、双方の監査の精度・品質の向上に努めてまいりました。

(6) 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は「監査等委員会監査等基準」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」「監査等委員会規則」の下、2023年度監査等委員会監査方針を策定、監査等計画に沿って監査および監督を実施してまいりました。監査等委員会については定期的に開催し、審議すべき事項について、論議・決定等してまいりました。また、監査等委員会は内部監査室等と連動し定期的に監査を実施し、必要がある場合は、担当部門およびグループ各社担当者に要請し報告を受け、説明を求めました。常勤監査等委員においては、重要な会議に出席の上、監査等委員会において情報の共有に努めてまいりました。会計監査人とは定期的に課題について論議し、情報交換に努めました。

○剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化と今後の事業展開などを総合的に判断し、配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度においては、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきます。

今後は、安定的な収益基盤を確立の上、利益剰余金の積み上げに取り組んでまいります。

(注) 本事業報告に記載の金額および数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,134,598	流動負債	15,717,829
現金および預金	1,701,631	支払手形	40,825
受取手形	3,674	支払手形(設備)	7,266
売掛金	1,695,499	買掛金	2,519,578
商品	1,287,212	契約負債	195,668
貯蔵品	13,208	短期借入金	4,029,051
前払費用	105,173	短期リース債務	25,169
未収入金	33,570	未払入金	108,799
その他の流動資産	296,227	未払消費税等	22,100
貸倒引当金	△1,600	未払法人税等	8,735
固定資産	17,619,104	未払事業所税	35,200
有形固定資産	12,144,398	未払費用	252,957
建物	5,771,497	前受金	93,389
車両および運搬具	3,729	商品券	710,596
器具および備品	369,175	預り金	7,355,834
土地	5,999,996	賞与引当金	72,000
無形固定資産	242,942	商品券回収損失引当金	222,410
ソフトウェア	17,177	その他の流動負債	18,248
ソフトウェア仮勘定	225,764	固定負債	4,249,832
投資その他の資産	5,231,763	長期借入金	2,079,937
投資有価証券	2,385,155	長期リース債務	90,604
関係会社株式	475,500	繰延税金負債	750,304
長期貸付金	1,288,000	退職給付引当金	1,100,455
諸保証金	5,230,667	資産除去債務	148,681
その他の投資	147,751	その他の固定負債	79,850
貸倒引当金	△4,295,310	負債合計	19,967,662
資産合計	22,753,702	純資産の部	
		株主資本	2,007,124
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,595,438
		資本準備金	1,151,981
		その他資本剰余金	443,456
		利益剰余金	907,028
		その他利益剰余金	907,028
		繰越利益剰余金	907,028
		自己株式	△595,341
		評価・換算差額等	778,915
		その他有価証券評価差額金	778,915
		純資産合計	2,786,040
		負債・純資産合計	22,753,702

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (2023年3月1日から 2024年2月29日まで)

(単位：千円)

売 上 高		14,236,195
売 上 原 価		7,053,844
売 上 総 利 益		7,182,350
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		6,764,821
営 業 利 益		417,528
営 業 外 収 益		391,998
受 取 利 息	10,820	
受 取 配 当 金	63,309	
受 取 賃 貸 料	116,699	
長 期 未 回 収 商 品 券	116,802	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	12,059	
そ の 他 の 収 益	72,306	
営 業 外 費 用		520,887
支 払 利 息	215,622	
不 動 産 賃 貸 費 用	115,396	
商 品 券 回 収 損 失 引 当 金 繰 入 額	124,406	
そ の 他 の 費 用	65,462	
経 常 利 益		288,639
特 別 利 益		259,434
投 資 有 価 証 券 売 却 益	229,434	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	30,000	
特 別 損 失		48,163
固 定 資 産 除 却 損	31,766	
災 害 特 別 損 失	8,406	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7,990	
税 引 前 当 期 純 利 益		499,910
法 人 税 等 合 計		△182,134
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	8,519	
法 人 税 等 調 整 額	△190,653	
当 期 純 利 益		682,044

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

株式会社 大 和

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾川克明 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南波洋行 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大和の2023年3月1日から2024年2月29日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	6,461,885	流動負債	17,028,526
現金および預金	2,355,184	支払手形および買掛金	2,772,950
受取手形および売掛金	2,135,698	契約負債	4,531,106
棚卸資産	1,457,423	短期借入金	5,238,897
その他の流動資産	517,956	未払法人税等	16,155
貸倒引当金	△4,377	商品券	710,596
固定資産	21,140,758	諸預り金	2,637,722
有形固定資産	15,915,277	賞与引当金	94,000
建物および構築物	7,171,705	商品券等回収損失引当金	222,410
機械装置および運搬具	25,260	その他の流動負債	804,689
器具および備品	453,072	固定負債	6,090,932
土地	8,265,239	長期借入金	3,285,085
無形固定資産	253,617	資産除去債務	154,900
施設利用権	1,572	繰延税金負債	751,961
ソフトウェア	26,280	再評価に係る繰延税金負債	353,427
ソフトウェア仮勘定	225,764	退職給付に係る負債	1,311,214
投資その他の資産	4,971,862	その他の固定負債	234,343
投資有価証券	2,595,033	負債合計	23,119,459
諸保証金	5,602,729	純資産の部	
繰延税金資産	137,375	株主資本	2,830,601
その他の投資	212,023	資本金	100,000
貸倒引当金	△3,575,300	資本剰余金	1,595,438
資産合計	27,602,643	資本準備金	1,151,981
		その他資本剰余金	443,456
		利益剰余金	1,730,505
		自己株式	△595,341
		その他の包括利益累計額	1,652,583
		その他有価証券評価差額金	778,905
		土地再評価差額金	871,201
		退職給付に係る調整累計額	2,476
		純資産合計	4,483,184
		負債・純資産合計	27,602,643

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年3月1日から 2024年2月29日まで)

(単位：千円)

売 上		16,537,318
売 上 原 価		8,063,840
売 上 総 利 益		8,473,477
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		8,251,045
営 業 利 益		222,432
営 業 外 収 益		683,494
受 取 利 息	2,681	
受 取 配 当 金	61,514	
受 取 賃 貸 料	106,696	
長 期 未 回 収 商 品 券	448,502	
助 成 金 収 入	2,856	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,619	
そ の 他 の 収 益	59,624	
営 業 外 費 用		622,839
支 払 利 息	121,081	
商 品 券 等 回 収 損 失 引 当 金 繰 入 額	129,532	
旧 商 品 券 回 収	195,612	
減 価 償 却 費	106,588	
そ の 他 の 費 用	70,024	
経 常 利 益		283,087
特 別 利 益		269,434
投 資 有 価 証 券 売 却 益	229,434	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	30,000	
固 定 資 産 売 却 益	10,000	
特 別 損 失		48,163
固 定 資 産 除 却 損	31,766	
災 害 特 別 損 失	8,406	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7,990	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		504,359
法 人 税 等 合 計		△148,053
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	25,840	
法 人 税 等 調 整 額	△173,893	
当 期 純 利 益		652,412
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		652,412

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

株式会社 大和
取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明 (印)
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 南波 洋行 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大和の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月11日

株式会社 大 和 監査等委員会

常勤監査等委員 北 村 秀 明 (印)

監 査 等 委 員 中 村 太 郎 (印)

監 査 等 委 員 浜 崎 英 明 (印)

監 査 等 委 員 浅 田 英 郎 (印)

(注) 監査等委員中村太郎氏、浜崎英明氏、浅田英郎氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は第108期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者につき適任であると判断しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
①	みやじろう 宮 二郎 (1957年4月5日)	1981年10月 当社入社 1987年5月 当社取締役 1989年5月 当社常務取締役 1993年5月 当社専務取締役 1997年5月 当社代表取締役副社長 1999年5月 当社代表取締役社長（現任） 取締役候補者とした理由 宮二郎氏は、1999年から当社代表取締役社長として、当社経営全般における指揮・管理を担い、経営方針・経営戦略を策定し、企業グループ全体に浸透を図ってまいりました。今後も当社および当社企業グループ全体の持続的な成長には、同氏の豊富な経営経験・知見・実績が必要とされることから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。	524,400株
②	てらぐちときひろ 寺口時弘 (1955年1月30日)	1978年4月 当社入社 2007年5月 当社取締役 2011年3月 当社取締役 業務本部長 2011年5月 当社常務取締役 業務本部長 2015年5月 当社代表取締役・専務取締役 業務本部長 2018年2月 当社代表取締役・専務取締役（現任） 取締役候補者とした理由 寺口時弘氏は、代表取締役として経営方針・経営戦略を主導的に策定し、経営資源の有効活用等企業グループの経営全般において多角的にリーダーシップを発揮し中心的な役割を果たしてきました。今後も当社の経営戦略の遂行には、同氏の豊富な経験・知見が必要とされることから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。	2,032株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
③	おかもとしろう 岡本志郎 (1963年5月5日)	<p>1986年4月 当社入社 2015年2月 当社 富山店長 2015年5月 当社 取締役富山店長 2018年2月 当社取締役 営業本部長・香林坊店長 2018年5月 当社常務取締役 営業本部長・香林坊店長 2024年2月 当社常務取締役 営業本部長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 岡本志郎氏は、各所管での豊富な経験・知見に基づき、地域では当社にしかない斬新な企画・商品開発を迅速に実行し、営業力強化に結びつけております。また人材サービス業の子会社設立に主導的な役割を果たし、成長戦略への道筋をつけております。今後も同氏の時代変化に対応した発想力と決断力が必要とされることから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。</p>	2,200株
④	さかもとてつじ 坂本哲治 (1965年7月13日)	<p>1988年4月 当社入社 2013年3月 当社業務本部副本部長 2018年2月 当社業務本部長 2018年5月 当社取締役 業務本部長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 坂本哲治氏は、業務効率化やコスト対策において内外問わず粘り強く施策の立案や交渉を継続して実施してまいりました。また、コンプライアンス・リスクマネジメント・人事政策を中心に、当社の持続的成長を主眼においた施策実行に努めております。同氏のこのような知見・実行力が必要であることから、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。</p>	1,200株
⑤	やぶうちのぶあき 藪内信昭 (1959年4月21日)	<p>1984年4月 当社入社 2018年3月 当社経営戦略室 副室長 2020年3月 当社経営戦略本部長 2020年5月 当社取締役 経営戦略本部長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 藪内信昭氏は、豊富な経験と各種資格をベースに実務力を発揮し、経営計画策定をはじめ、情報システム戦略遂行における中心的な役割を担っております。直近においては、当社新情報システムの更改について、円滑な導入・省コスト・利便性等に主眼をおきながら、プロジェクトの統括的な役割を果たしております。今後も同氏のこのような知見・経験が必要であることから、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。</p>	3,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
⑥	なかしま さとし 中嶋 智 (1967年3月22日)	<p>1989年4月 当社入社 2012年3月 当社営業本部MD戦略統括室長 2013年3月 当社営業本部副本部長・MD戦略推進部長 2020年3月 当社営業本部副本部長・MD推進部長 2024年2月 当社香林坊店店長(現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 中嶋 智氏は、MD戦略遂行や新規取引先のリーシングにおいて、社内有数の知見・交渉力を有しており、当社営業戦略の立案・実行を推進、新たな企画の導入や大規模なリニューアルを主導し、顧客層の拡大につなげております。同氏のこのような営業戦略の推進・実践力が香林坊店また営業部門の継続的な成長に必要であることから、同氏を取締役候補者とするものであります。</p>	700株
⑦	よしざわ つとむ 吉澤 勉 (1965年3月17日)	<p>1987年4月 当社入社 2020年3月 当社営業本部MD推進部MD担当部長兼香林坊店営業第1部長 2023年2月 当社営業本部MD推進部MD担当部長兼香林坊店営業第1部長・富山店営業第1部長 2024年2月 当社富山店店長(現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 吉澤 勉氏は、各店での営業部門・販売促進部門での多様なマネジメント経験と実務力をベースに、当社経営戦略を着実に遂行し、営業力強化に結びつけております。富山店の今後の新たな成長戦略には、同氏のこのような営業力・統率力が必要であることから、同氏を取締役候補者とするものであります。</p>	2,900株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中嶋 智氏および吉澤 勉氏は、新任取締役候補者であります。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は第108期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
①	きたむらひであき 北村秀明 (1946年2月13日)	1968年4月 当社入社 2003年5月 当社取締役 2011年5月 当社常勤監査役 2016年5月 当社常勤監査等委員・取締役 (現任) 取締役候補者とした理由 北村秀明氏は、当社取締役、常勤監査役を歴任し、2016年5月より常勤監査等委員・取締役を務めております。その経験と実績をもとに、当社の経営執行に関する監査・監督を常勤監査等委員としての職責を遂行できるものと判断できることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。	2,432株
②	なかむらたろう 中村太郎 (1964年9月30日)	1991年4月 中村酒造㈱入社 1991年9月 同社取締役 1996年7月 同社代表取締役社長（現任） 2014年5月 当社監査役 2016年5月 当社監査等委員・取締役（現任） 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 中村太郎氏は、中村酒造株式会社代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏には、これらの経験から当社の業務執行に適切な助言をいただくとともに、客観的かつ公正な立場から当社経営を監査・監督をいただくことを期待しております。同氏は、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、同氏を引き続き社外取締役候補者とするものであります。	12,203株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
③	あき だ ひで お 浅田 英郎 (1967年10月12日)	<p>1990年4月 清水建設株式会社入社 1916年4月 同社北陸支店営業部長 2019年10月 北陸興業株式会社入社 2020年2月 同社代表取締役社長（現任） 2023年5月 当社監査等委員・取締役（現任）</p> <p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 浅田英郎氏は、会社の代表取締役社長としての経営実績や大手企業営業部長としての豊富なマネジメント経験等、幅広い見識を有しております。 同氏には、これらの経験から当社の業務執行に適切な助言をいただくとともに、客観的かつ公正な立場から当社経営を監査・監督をいただくことを期待しております。 同氏は、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、同氏を引き続き社外取締役候補者とするものであります。</p>	2,970株
④	きく ざわ とも ひこ 菊澤 智彦 (1967年10月31日)	<p>1991年4月 ㈱北國銀行入行 2020年4月 同行執行役員マーケティング部長 2022年3月 ㈱北國フィナンシャル ホールディングス執行役員 総合企画部長兼同行執行役員 総合企画部長 2023年3月 同社常務執行役員総合企画部長兼 同行常務執行役員総合企画部長 2024年3月 ㈱C Cイノベーション代表取締役 社長（現任）</p> <p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 菊澤智彦氏は、金融機関における経営企画業務や多岐にわたるマネジメント経験を通して豊富な見識を有しております。 同氏には、これらの経験から当社の業務執行に適切な助言をいただくとともに、客観的かつ公正な立場から当社経営を監査・監督をいただくことを期待しております。 同氏は、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、同氏を社外取締役候補者とするものであります。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中村太郎氏、浅田英郎氏、菊澤智彦氏の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中村太郎氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 浅田英郎氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 菊澤智彦氏は、新任取締役（監査等委員）候補者であります。

6. 中村太郎氏、浅田英郎氏の各氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。なお、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 菊澤智彦氏とは、同氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
8. 中村太郎氏、浅田英郎氏の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合、当社は引き続き各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

定時株主総会 会場ご案内図

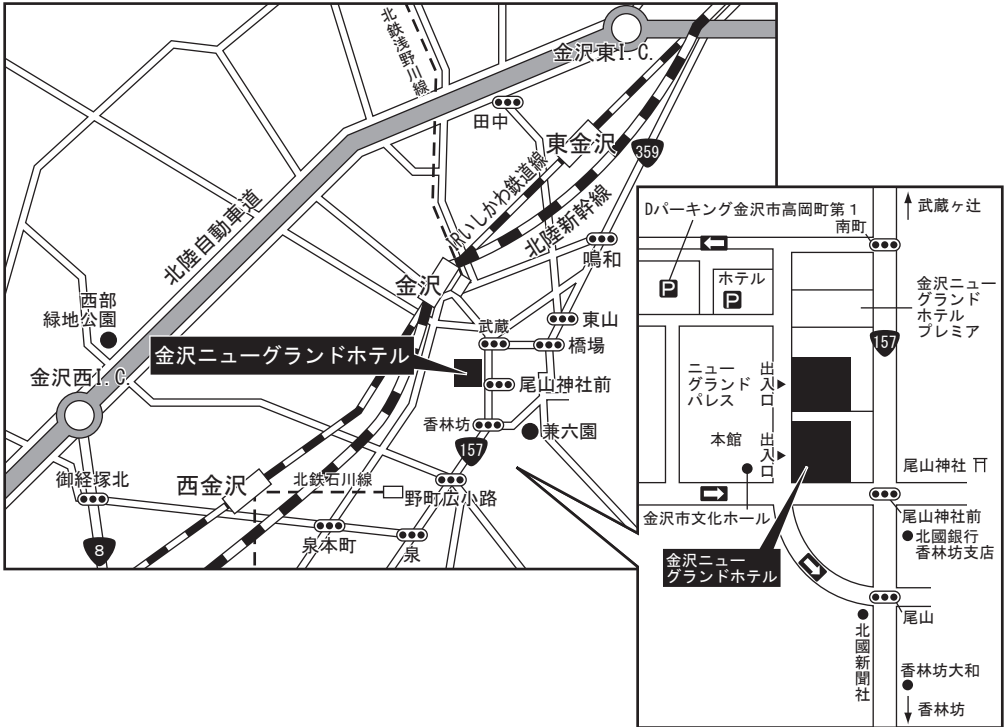
会場：金沢市南町4番1号

金沢ニューグランドホテル 5階「銀扇」

T E L：076-233-1311(代)

※受付は5階の会場前に設けております。

※ニューグランドパレス側のエレベーターは会場まで直通でございます。



●交通のご案内

金沢東I.C.または金沢西I.C.から車で約15分、JR「金沢駅」から車で約5分

北陸鉄道バス最寄りのバス停「南町・尾山神社」また「香林坊」で下車 徒歩約3分

※お願い

◎駐車場は金沢ニューグランドホテル駐車場またはDパーキング金沢市高岡町第1、金沢まちなかパーキングネット対象駐車場をご利用いただけますが、駐車台数が限られておりますので、出来るだけバス等の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

◎【重要】「株主様へのご案内」・「議決権行使についてのご案内」等につきましては、招集ご通知の2頁以降をご覧ください。

◎ご来場の株主様へのお土産等をご用意しておりません。